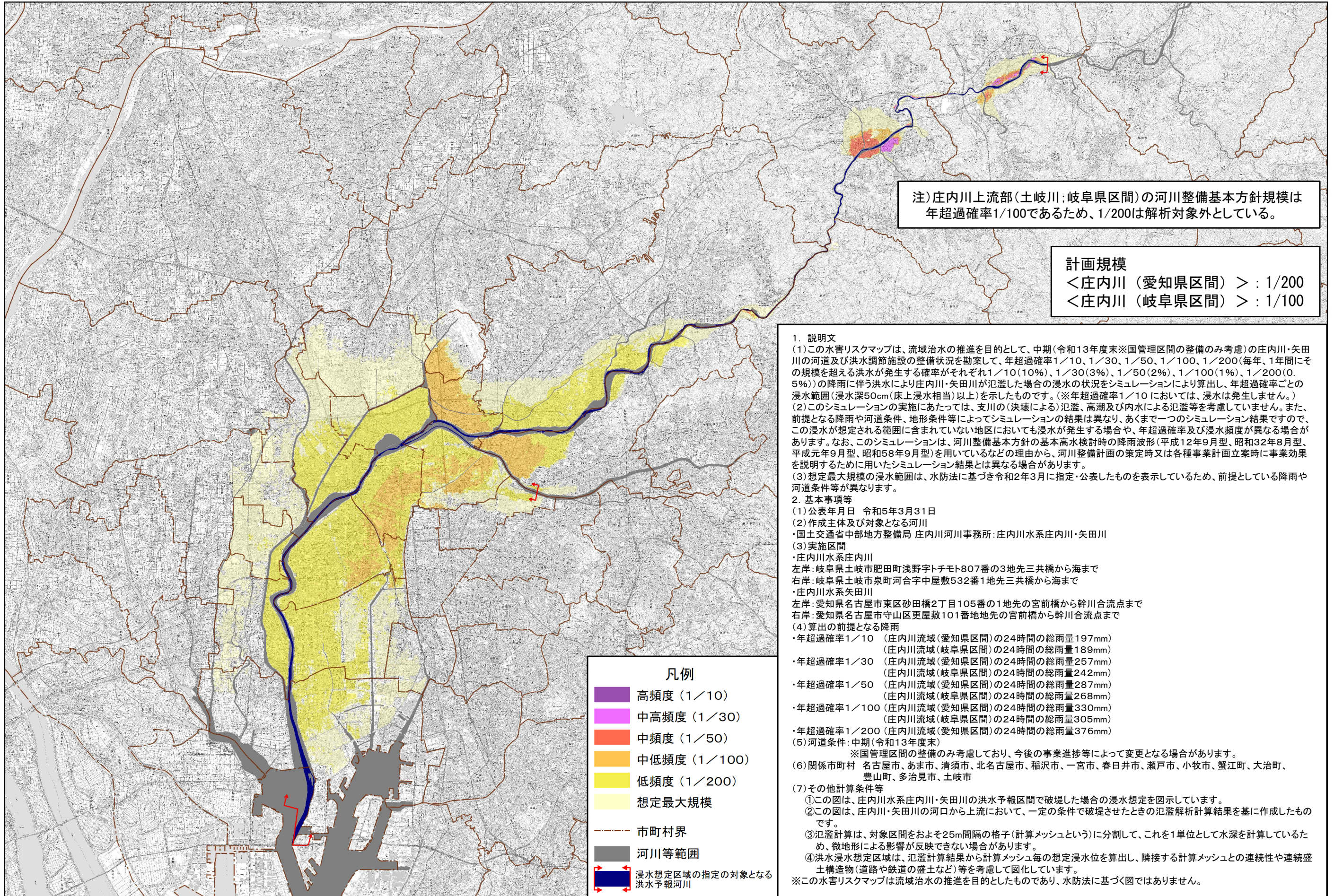


# 庄内川水系 国管理河川からの氾濫を想定した水害リスクマップ

令和5年3月末時点版

【中期河道】

浸水深50cm(床上浸水相当)以上の  
浸水が想定される範囲を表示



注)庄内川上流部(土岐川:岐阜県区間)の河川整備基本方針規模は年超過確率1/100であるため、1/200は解析対象外としている。

計画規模  
<庄内川(愛知県区間)> : 1/200  
<庄内川(岐阜県区間)> : 1/100

1. 説明文  
(1)この水害リスクマップは、流域治水の推進を目的として、中期(令和13年度末※国管理区間の整備のみ考慮)の庄内川・矢田川の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、年超過確率1/10、1/30、1/50、1/100、1/200(毎年、1年間にその規模を超える洪水が発生する確率がそれぞれ1/10(10%)、1/30(3%)、1/50(2%)、1/100(1%)、1/200(0.5%))の降雨に伴う洪水により庄内川・矢田川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより算出し、年超過確率ごとの浸水範囲(浸水深50cm(床上浸水相当)以上)を示したものです。(※年超過確率1/10においては、浸水は発生しません。)  
(2)このシミュレーションの実施にあたっては、支川の(決壊による)氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していません。また、前提となる降雨や河道条件、地形条件等によってシミュレーションの結果は異なり、あくまで一つのシミュレーション結果ですので、この浸水が想定される範囲に含まれていない地区においても浸水が発生する場合や、年超過確率及び浸水頻度が異なる場合があります。なお、このシミュレーションは、河川整備基本方針の基本高水検討時の降雨波形(平成12年9月型、昭和32年8月型、平成元年9月型、昭和58年9月型)を用いているなどの理由から、河川整備計画の策定時又は各種事業計画立案時に事業効果を説明するために用いたシミュレーション結果とは異なる場合があります。  
(3)想定最大規模の浸水範囲は、水防法に基づき令和2年3月に指定・公表したものを表示しているため、前提としている降雨や河道条件等が異なります。

2. 基本事項等  
(1)公表年月日 令和5年3月31日  
(2)作成主体及び対象となる河川  
・国土交通省中部地方整備局 庄内川水系事務所:庄内川水系庄内川・矢田川  
(3)実施区間  
・庄内川水系庄内川  
左岸:岐阜県土岐市肥田町浅野字トチモト807番の3地先三共橋から海まで  
右岸:岐阜県土岐市泉町河合字中屋敷532番1地先三共橋から海まで  
・庄内川水系矢田川  
左岸:愛知県名古屋市中区東区砂田橋2丁目105番の1地先の宮前橋から幹川合流点まで  
右岸:愛知県名古屋市中区守山区更屋敷101番地先の宮前橋から幹川合流点まで  
(4)算出の前提となる降雨  
・年超過確率1/10 (庄内川流域(愛知県区間)の24時間の総雨量197mm)  
(庄内川流域(岐阜県区間)の24時間の総雨量189mm)  
・年超過確率1/30 (庄内川流域(愛知県区間)の24時間の総雨量257mm)  
(庄内川流域(岐阜県区間)の24時間の総雨量242mm)  
・年超過確率1/50 (庄内川流域(愛知県区間)の24時間の総雨量287mm)  
(庄内川流域(岐阜県区間)の24時間の総雨量268mm)  
・年超過確率1/100 (庄内川流域(愛知県区間)の24時間の総雨量330mm)  
(庄内川流域(岐阜県区間)の24時間の総雨量305mm)  
・年超過確率1/200 (庄内川流域(愛知県区間)の24時間の総雨量376mm)  
(5)河道条件:中期(令和13年度末)  
※国管理区間の整備のみ考慮しており、今後の事業進捗等によって変更となる場合があります。

(6)関係市町村 名古屋市、あま市、清須市、北名古屋、稲沢市、一宮市、春日井市、瀬戸市、小牧市、蟹江町、大治町、豊山町、多治見市、土岐市

(7)その他計算条件等  
①この図は、庄内川水系庄内川・矢田川の洪水予報区間で破堤した場合の浸水想定を図示しています。  
②この図は、庄内川・矢田川の河口から上流において、一定の条件下で破堤させたときの氾濫解析計算結果を基に作成したものです。  
③氾濫計算は、対象区間をおよそ25m間隔の格子(計算メッシュという)に分割して、これを1単位として水深を計算しているため、微地形による影響が反映できない場合があります。  
④洪水浸水想定区域は、氾濫計算結果から計算メッシュ毎の想定浸水水位を算出し、隣接する計算メッシュとの連続性や連続盛土構造物(道路や鉄道の盛土など)等を考慮して図化しています。  
※この水害リスクマップは流域治水の推進を目的としたものであり、水防法に基づく図ではありません。